

北上市新事業創出支援事業補助金公募要項

平成30年 3 月 23 日

1 募集の御案内

北上市では、産業分野を問わず、新製品・新サービスの開発・提供、6次産業化、起業・創業などを行うことによる新事業創出等を積極的に支援し、当市の産業振興を図ります。

そのため、地域振興に資する新事業を開始する事業者、事業開始予定者に対し、新事業を行うための費用の一部について支援する「北上市新事業創出支援事業補助金」の公募を開始いたします。

2 事業の概要

(1) 補助対象者

補助対象者は次のいずれかに該当し、市内に住所を有する市税を滞納していないもの。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者

※中小企業者には、個人事業主が含まれます。

イ 本事業年度内に法人を設立または個人事業主として事業を開始する個人

ウ ア及びイに該当するものを主たる構成員とするグループ

エ 農・林・水産業等の第一次産業に従事する個人若しくは法人又は農業における農業生産法人、集落営農組織、林業における森林組合等の事業体、農業者等を構成員に含むグループ（以下「農業者等」という。）

※産地直売所を運営する農業者等も対象となります。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は次のいずれかに該当する新事業とする。

ア 中小企業者又は中小企業者を構成員とするグループが行う事業で、次の 1 項目以上を行う事業

(ア) 新製品・新サービスを開発する事業

(イ) 新製品・新サービスを提供する事業

(ウ) 新製品・新サービスに関わる販路開拓の事業

(エ) 既存製品・既存サービスに関わる販路開拓の事業

(オ) 新販売方式（既存製品、既存サービスで採用していた商品・サービスの提供方法と異なる新規性の有る提供方式）を採用する事業

※新製品・新サービス・新販売方式で言う「新」とは、北上地域として初めてか、革新的な取組みであることを意味する。

イ 個人が起業・創業を行い開始する新製品・新サービスの開発・提供、販路開拓の事業

ウ 農業者等が行う次のいずれか又は両方を行う事業

(ア) 6次産業化の事業

(イ) 既に6次産業化を行っている事業を改善する事業

※6次産業化とは、北上市内の農業者が北上市内を中心に産出する一次産品を用いて加工、販売を行うことをいう。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 新製品の試作・開発・改良及び新サービスの開発・改良を行う経費

(ア) 専門家に対する謝金、旅費

(イ) 施設、機器の賃借料

(ウ) 試作品の原材料、副資材、消耗品費（他に販売・提供するものを除く）

(エ) 試作品の外注加工費

(オ) 産業財産権等取得費（弁理士費用、翻訳費用に限る）

(カ) 委託費（分析・試作・実験・加工・デザイン等、他者に委託する経費）

(キ) 施設、設備の整備費（施設の増改築、機器の購入・改良・修理等で新事業に密接に関わるもの。汎用性の有るものを除く）

イ 開発した新製品・新サービス提供する事業の開始に伴う経費

新製品・新サービスの提供に関わる施設・機器・備品等であって、汎用性の低いものに関わる購入費、改造費、設置費、修繕費（建物の新設、事務機器、パソコン、車両類の購入費は原則として対象外とする）

ウ 販路開拓のための経費

(ア) 専門家に対する謝金、旅費

(イ) 展示会等に関わる出店費、人件費（3名まで）、旅費、宿泊費（個別の商談に伴う費用は対象外）

(ウ) 委託費（市場調査費、ホームページ作成等の広告宣伝費）

エ 新販売方式構築に関わる経費

(ア) 委託費（インターネット決済システム構築等）

(イ) 新販売方式に用いる機材の整備費（専用のものに限る。汎用性の有るものは対象外）

オ 6次産業化に関わる経費

ア～エに掲げる経費に準ずる経費

カ その他市長が認めた費用

(4) 補助対象経費の補助率及び限度額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
委託費、外注加工費、指導に係る謝金及び旅費、性能検査費、原材料費、副資材費、知的財産権等関連経費、展示会出展経費、加工販売施設の整備費及び加工販売機器の設備費	市内の中小企業者又は事業年度内に起業を予定している個人	1/2	100万円
	市内の中小企業者又は事業年度内に起業を予定している個人を主たる構成員とするグループ	2/3	
	市内に住所を有する農業者等		

(5) 事業期間

事業採択後、補助金交付申請、交付決定手続き後に事業着手し、平成31年3月末日までに終了するもの。

なお、事業開始後の計画変更が必要な場合は別途承認申請手続きが必要となる。

3 事業要件

次の各号のすべてに該当する営利を目的とする事業であること。

- (1) 補助対象者の本拠地が北上市内にあること。
- (2) 提供される製品に実現性が認められ、かつ、当該事業に新規性、革新性、発展性等の視点から判断し、地域の振興に寄与することが期待できる事業であること。
- (3) 市が支援する事業として、社会通念上、適切と認められるものであること。
- (4) 北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターへ事前に相談すること。

4 応募時に提出する書類

応募にあたっては、次の書類を各1部提出すること。

- (1) 必ず提出を要する書類
 - ア 北上市新事業創出支援事業補助金応募申請書（別紙様式）
 - イ 市税を滞納していないことが確認できる書類（写しでも可）
- (2) 必要に応じ提出を要する書類等
 - ア 事業内容の補足資料（製品の説明書、概要図、写真等。）
 - イ 企業又はグループの概要が分かる書類

ウ グループで事業実施することの届出書（別紙様式）

5 応募における留意点

- (1) 提出する書類に不備、記入漏れ等がないように注意してください。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 内容確認のため応募書類の提出及び審査には、応募者本人（法人の場合は担当者）がお越しくください。
- (3) 応募いただいた事業計画は、審査会にて発表されることに同意したのものとして取り扱います。
- (4) 事業計画の内容の詳細は非公開としますが、事業採択者の事業計画の概要、応募者の氏名及び住所を公開します。事業計画の公開により生じたトラブルについては、市は一切の責任を負いませんので御了承ください。

6 受付期間及び提出場所等

(1) 受付期間

ア 一次公募

平成 30 年 4 月 24 日（火）～ 6 月 15 日（金）午後 5 時（必着）

イ 二次公募

平成 30 年 7 月 18 日（水）～ 8 月 24 日（金）午後 5 時（必着）

※一次公募による採択で予算額に達した場合、二次公募は行いません。

(2) 提出場所及び提出方法

北上市商工部産業雇用支援課産業連携係

（所在地）北上市芳町 1 番 1 号

（電話番号）0197-72-8236

※電話連絡の上、持参してください。郵送、電子メール等では受け付けません。

7 審査

(1) 審査の着眼点

ア 製品・サービスの実現性・新規性・革新性があり、地域振興に有効な事業か。

特にも、知的財産権の登録有無及び取得意思について革新性として考慮する。

イ 事業計画が明確で、実現性、市場性、収益性のある事業か。

ウ 他の事業への横展開、将来の発展が期待できる事業か。

(2) 加点事由

以下のいずれかの事由に該当する場合は、審査において加点します。

ア クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、特設ページ等において補助対象者や事業の PR を実施するもの

イ 国、県、市から認定を受けているもの（本事業に関係のあるものに限る）

例）北上市「食のつながり」認証制度

ウ 本事業で生まれた製品、サービスをふるさと納税返礼品として提案する場合

エ 大学、公設試験場と共同研究する場合

オ YouTube や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しているもの

(3) 審査会

審査会は平成 30 年 6 月下旬に開催します（二次公募を実施する場合の審査会は平成 30 年 9 月下旬の開催を予定）。応募者には後日、審査日程を連絡します。

8 その他

(1) フォローのために、申請内容については北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターと情報共有いたします。

(2) この公募要項に記載のない事項で疑問点がある場合、事前に内容相談したい方は次の問い合わせ先へ御連絡ください。

【本補助事業に関する問い合わせ先】

北上市商工部産業雇用支援課産業連携係（担当：伊藤）

（所在地）〒024-8501 北上市芳町 1 番 1 号（市役所本庁舎 3 階 2 番窓口）

（電話番号）0197-72-8236

（電子メール）sangyo@city.kitakami.iwate.jp

【申請書の書き方等に関する相談先】

北上市産業支援センター（担当：産業支援アドバイザー）

（所在地）〒024-0051 北上市相去町山田 2 番地 35 号

（電話番号）0197-71-2181

（電子メール）mono@ginga-net.ne.jp

【6次産業化に関する相談先】

北上市農業支援センター

（所在地）〒024-8501 北上市芳町 1 番 1 号（市役所本庁舎 3 階 6 番窓口）

（電話番号）0197-72-8311

（電子メール）k-noshien001@kitakami-asc.jp